

門川町立門川小学校いじめ防止基本方針（平成30年2月改訂）

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そのため、教育現場では、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが強く求められている。

このような状況の中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月には「宮崎県いじめ防止基本方針」、そして、平成26年3月には「門川町いじめ防止基本方針」が策定された。これらのことを受け、本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を「門川町立門川小学校いじめ防止基本方針」として定めることにした。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

本校におけるいじめの定義は、「いじめ防止対策推進法第2条」に基づき、次のように定める。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

（1）いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的な取組が最も重要である。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、積極的な生徒指導に取り組み、児童一人一人の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指していく。

（2）いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。そこで、日頃から、児童の言動に留意するとともに、いじめのサインを決して見逃すことなく発見し、早期対応に努める。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を取る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に対応するとともに、いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。また、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するとともに、関係機関との連携を図る。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会(ハートフル委員会)」を設置する。(以下「ハートフル委員会」)

(1) 開催

2月に1回の定例会とし、必要に応じて臨時に会をもち、学年・学級の実態を的確に把握する機会をもつ。また、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

(2) 構成員

- ハートフル委員会 A【定例会】(全職員)
- ハートフル委員会 B【臨時】(関係教職員)

校長 教頭 生徒指導主事 人権教育担当 養護教諭 学年主任 学級担任
特別支援教育コーディネーター その他関係教職員

(3) 活動

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- いじめや不登校についての報告会や研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針の決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指す。

- アンケートの実施
- 教育相談週間の設定(アンケート結果に基づいた教育相談)

ウ 教科・領域等の時間に、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

- 教科・領域等の時間における道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による指導の充実

エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催
- P T A育成指導部との連携活動
- 関係機関や他校との情報交換の場の設定
- 町教育振興研究会育成研究部会の実施
- 日向地区生徒指導協議会への参加

（2）いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

- 児童の発する具体的なサインの観察と共有
- 児童からの相談に対する迅速な対応

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

- 学校独自のアンケートの実施
- 県下一斉のアンケートの実施

エ ハートフル委員会において、上記の相談やアンケート調査結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 職員会議での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

（3）いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさる。
- いじめられている児童や通報した児童の安全確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに報告する。

イ 情報の共有

- いじめ発見・通報を受け、いじめを認知した生徒指導主事等は、ハートフル委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 状況に応じて速やかにハートフル委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告する。

- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、ハートフル委員会の職員その他、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
 - 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- エ 解決に向けた指導及び支援
- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
 - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
 - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時ハートフル委員会で決定する。
 - 事実関係が把握された時点でハートフル委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
 - ハートフル委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。
 - 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

【いじめられた児童とその保護者への支援】

① いじめられた児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 再発防止につなげる。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係を醸成する。

② いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- 共感的にじっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

【いじめた児童への支援】

① いじめた児童への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- 今後の行動の在り方を考えさせる。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

② いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- 児童や保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童の成長につながるよう教職員の努力と保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらおう。

③ 保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- 相手や学校に対する思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 場合によっては、管理職が率先して対応する。
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言える児童の育成に努める。
- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる望ましい学級集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する行為、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載する行為などがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。(家庭内ルールの作成など)
- 教科・領域等における情報モラル教育の充実を図る。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、関係機関と連携し、適切に対処する。

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、ハートフル委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全教職員で共通理解を図る。教職員の不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用したり、県版資料「いじめ・不登校等問題への対応」等を参考にしたりするなどして、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、民生委員・児童委員などと連携促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、単なる情報交換だけでなく、

関係機関と一体的な対応をする。

ア 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

イ 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 児童相談所との連携

- 家庭・学校からの児童の生活全般に関する相談
- 児童の健康、性格、進学諸問題に関する診断や指導

エ 福祉関係との連携

- スクールソーシャルワーカーの活用（町教育委員会への依頼）
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

オ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神の疾患を発症した場合 など

イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間30日を目安とする
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、町の動向等を勘案しながら、基本方針の見直しを検討する。さらに、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

2 基本方針の公表

- (1) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。